注　重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。

Ｋ５０３　縦隔郭清術　37,010点

Ｋ５０４　縦隔悪性腫瘍手術

1　単純摘出　38,850点

2　広汎摘出　58,820点

Ｋ５０４－２　胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術　58,950点

（気管支、肺）

Ｋ５０５及びＫ５０６　削除

Ｋ５０７　肺膿瘍切開排膿術　31,030点

Ｋ５０８　気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）　10,150点

Ｋ５０８－２　気管・気管支ステント留置術

1　硬性鏡によるもの　9,400点

2　軟性鏡によるもの　8,960点

Ｋ５０８－３　気管支熱形成術　10,150点

Ｋ５０９　気管支異物除去術

1　直達鏡によるもの　9,260点

2　開胸手術によるもの　45,650点

Ｋ５０９－２　気管支肺胞洗浄術　4,800点

注　成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。

Ｋ５０９－３　気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術　10,000点

Ｋ５０９－４　気管支瘻孔閉鎖術　9,130点

Ｋ５１０　気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）　8,040点

Ｋ５１０－２　光線力学療法

1　早期肺がん（０期又は１期に限る。）に対するもの　10,450点

2　その他のもの　10,450点

Ｋ５１０－３　気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術　12,020点

Ｋ５１１　肺切除術

1　楔状部分切除　27,520点

2　区域切除（１肺葉に満たないもの）　58,430点

3　肺葉切除　58,350点

4　複合切除（１肺葉を超えるもの）　64,850点

5　１側肺全摘　59,830点

6　気管支形成を伴う肺切除　76,230点

Ｋ５１２　削除

Ｋ５１３　胸腔鏡下肺切除術

1　肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）　39,830点

2　その他のもの　58,950点

Ｋ５１３－２　胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術　58,950点

Ｋ５１３－３　胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術　58,950点

Ｋ５１３－４　胸腔鏡下肺縫縮術　53,130点

Ｋ５１４　肺悪性腫瘍手術

1　部分切除　60,350点

2　区域切除　69,250点

3　肺葉切除又は１肺葉を超えるもの　72,640点

4　肺全摘　72,640点

5　隣接臓器合併切除を伴う肺切除　78,400点

6　気管支形成を伴う肺切除　80,460点

7　気管分岐部切除を伴う肺切除　124,860点

8　気管分岐部再建を伴う肺切除　127,130点

9　胸膜肺全摘　92,000点

10　壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）　105,000点

注　９及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。

Ｋ５１４－２　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術

1　部分切除　60,170点

2　区域切除　72,640点

3　肺葉切除又は１肺葉を超えるもの　92,000点

Ｋ５１４－３　移植用肺採取術（死体）（両側）　63,200点

注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１４－４　同種死体肺移植術　139,230点

注１　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

２　両側肺を移植した場合は、45,000点を所定点数に加算する。

Ｋ５１４－５　移植用部分肺採取術（生体）　60,750点

注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１４－６　生体部分肺移植術　130,260点

注１　生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

２　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

３　両側肺を移植した場合は、45,000点を所定点数に加算する。

Ｋ５１５　肺剥皮術　32,600点

Ｋ５１６　気管支瘻閉鎖術　59,170点

Ｋ５１７　肺縫縮術　28,220点

Ｋ５１８　気管支形成手術

1　楔状切除術　64,030点

2　輪状切除術　66,010点

Ｋ５１９　先天性気管狭窄症手術　146,950点

（食道）

Ｋ５２０　食道縫合術（穿孔、損傷）

1　頸部手術　17,070点

2　開胸手術　28,210点

3　開腹手術　17,750点

4　内視鏡によるもの　10,300点

Ｋ５２１　食道周囲膿瘍切開誘導術

1　開胸手術　28,210点

2　胸骨切開によるもの　23,290点

3　その他のもの（頸部手術を含む。）　7,920点

Ｋ５２２　食道狭窄拡張術

1　内視鏡によるもの　9,450点

2　食道ブジー法　2,950点

3　拡張用バルーンによるもの　12,480点

注　短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第１回目の実施日に１回に限り算定する。

Ｋ５２２－２　食道ステント留置術　6,300点

Ｋ５２２－３　食道空置バイパス作成術　65,900点

Ｋ５２３　食道異物摘出術

1　頸部手術によるもの　27,890点

2　開胸手術によるもの　28,210点

3　開腹手術によるもの　27,720点